

# 報 告 書

## 令和2年度 子ども相談所の運営に関する評価・検証

### 1 はじめに

#### (1) 子ども相談所の評価・検証の目的

子ども相談所の運営について、児童福祉や法律、医療などに関して専門知識を有する委員が評価・検証することにより、子ども相談所における子どもや家族への関わりをより高度なものとし、子ども虐待をはじめとする諸問題の未然防止、早期発見及び適切な対応に資するため、「児童虐待防止対策支援事業の実施について（平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づき、堺市社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども虐待検証部会において実施するものである。

#### (2) 評価・検証の対象

子ども相談所は、『家庭支援課』・『虐待対策課』・『育成相談課』・『一時保護所』の4課体制であるが、毎年度2課を評価・検証の対象とし、各課について隔年ごとに評価・検証を行う。令和2年度は『育成相談課』と『一時保護所』を対象とした。

#### (3) 実施内容及び手順

- ① 子ども相談所職員による業務ごとの自己点検票の作成  
(事前に業務ごとに設定した自己点検項目に基づくチェック)
- ② 自己点検票に基づき、委員による子ども相談所へのヒアリングを実施  
(令和3年2月15日)
- ③ 委員による評価・検証  
(令和3年2月22日)

### 2 評価・検証結果

#### 育成相談課・一時保護所 共通事項について

##### 【現状】(入所施設の確保)

- ・市内に障害児入所施設、児童心理治療施設、乳児院などが無いことから、一時保護所での保護期間が長期化したり、一時保護委託できる施設がすぐに確保できず対応に苦慮したりする場合がある。
- ・発達障害等に起因する行動上の問題や施設不適應により保護した児童並びに一時保護が長期化している児童への心理治療的アプローチやケアを行っている。

##### 【意見】

- ・本市には障害児入所施設、児童心理治療施設、乳児院がないため、児童への対応が極めて困難になっており、一時保護所の職員や児童福祉司等が本来の役割以上のことを担っている。

- ・これらの施設の整備又は施設機能を確保することが喫緊の課題であり、早期の解決を切に望む。

### 育成相談課について

#### 【現状】（入所施設種別の判断）

- ・入所施設種別（児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設など）の判断は適切に行われているかのチェック項目で「○（特に問題がない）」と自己評価。

#### 【意見】

- ・入所施設種別の判断は適切に行ったとしても、結果的に施設不適應となれば、本来措置すべき施設ではなかったのではないかということになる。特記事項に施設の選択肢が限られている中で対応に苦慮している旨を明記しておくこと。

#### 【現状】（里親相談）

- ・令和元年度の本市の里親等委託率は、13.41%である。
- ・低年齢児童の処遇検討の際には、里親委託をまず検討し、可能な児童については、里親委託を優先している。
- ・これまでの虐待的な家庭環境や児童の特性から様々な困難を抱える高年齢児童については、専門里親など、行動上の問題に対応できる里親への委託を検討するべきであるが、全般的に高年齢児童を受託できる里親が乏しく、委託が困難な状況である。

#### 【意見】

- ・社会的養護の考え方、方向性に照らすと、現状の本市の登録里親数は依然不足しており、里親等委託率も低い。
- ・里親委託をもっと増やしていくために、ファミリーホームの新設や子育てを終えた年齢層をターゲットにした啓発など、より効果的な取組が不可欠である。
- ・あわせて、問題行動のある児童に対する専門里親のような仕組みが必要である。

### 一時保護所について

#### 【現状】

- ・入所措置先施設の受入れの問題や、引取り方針ケースの家庭・地域との関係調整の難航による入所期間が長期化する傾向がある。
- ・施設不適應で入所した児童にトラウマに起因すると思われる行動上の問題でのトラブルが頻回に見られ、長期にわたる閉鎖的環境での生活で情緒的に不安定になることも多い。一時保護所において、不穏興奮状態に陥ったり、職員に対する暴言・暴力があったりする児童には、児童精神科の処方薬の服用もしながら、一時保護所心理療法担当職員を中心に、生活の中で個別的配慮を施し、心理療法的ケアを実践している。
- ・定員超過の集団を運営しながらの個別的配慮は、直接対応する職員に大きな負担がかかっている。
- ・定員超過状態の緩和については、増築工事を行い、令和4年度から定員を24人から30人に増やす。また、1人用の居室の増設により、個別対応などの柔軟な活用が可能になる。

### 【意見】

- ・一時保護所が本来の機能を果たせるよう、施設で問題行動があった児童を受け入れる場所を別で整備するなど、分離しなければ、他の入所児童に悪影響が出る。
- ・心理的な治療を要する児童を集中的に治療できる場所、児童心理治療施設に準じた支援等を検討しなければ、既存の枠組みでは限界がある。
- ・増築工事を行い個室は増えるが、コロナや災害発生に備え一時保護所の定員に余裕を持っておく必要がある。

### 3. 子ども虐待検証部会委員名簿

委員名	所属等	
才村 純	東京通信大学人間福祉学部 教授 関西学院大学大学院人間福祉研究科 非常勤講師	部会長
加藤 曜子	流通科学大学人間社会学部 人間健康学科 教授	副部会長
石田 文三	春陽法律事務所 弁護士	
郭 麗月	かく・にしかわ診療所 神経科医	
坂本 晴子	大阪赤十字病院 新生児・未熟児科兼救急部部長 医師	

#### ○ 令和2年度 子ども相談所運営評価・検証【非公開】

- ・第1回 令和3年2月15日（月）15時～17時  
消費生活センター会議室
- ・第2回 令和3年2月22日（月）9時30分～11時30分  
堺市役所本館3階第1会議室